

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

歯科技工の業又は歯科技工所の広告に関する指針（歯科技工広告ガイドライン）について

歯科技工の業又は歯科技工所に関する広告（以下「歯科技工広告」という。）については、歯科医師との関連において必要な範囲において所定の事項が許されるものであることから、歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）により制限されてきたところですが、今般、情報通信機器の普及等を踏まえ、歯科技工広告及び情報提供のあり方等を指針に定めることにより、歯科技工広告等の適正化の推進を図ることを目的として、別添のとおり「歯科技工の業又は歯科技工所の広告に関する指針（歯科技工広告ガイドライン）」（以下「本指針」という。）を策定しました。

貴職におかれましては、別添の内容について十分に御了知いただくとともに、管下の歯科技工所及び関係団体等に対する周知をお願いします。あわせて、広告に関する苦情相談窓口を明確化し地域住民に周知するとともに、当該地域を所管する消費生活センター等の消費生活相談窓口的苦情・相談が寄せられる場合があるため、苦情・相談の状況について、定期的に情報交換する等、消費者行政担当部局等との連携に努めるようお願いします。さらに、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）等の他の法令に抵触する広告であることが疑われる場合などにおいて、本指針をもとに各担当課室がそれぞれ連携して広告実施者への対応を適切に行っていただくようお願いします。

なお、本指針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。